

災害防止上の観点から社会福祉施設等の建築物の建築に際して行為制限をかけている法令について

分野	関連法律	規制の概要	箇所数
宅地	宅地造成等規制法 (宅地造成工事規制区域内における行為制限)	○都道府県知事が <u>宅地造成工事規制区域</u> (宅地造成に伴い災害が生ずるおそれがある市街地等)を指定(第3条) ○宅地造成工事規制区域内の土地で、一定の宅地造成に関する工事を行う場合には、 <u>都道府県知事等の許可が必要</u> (第8条) ○宅地造成に係る工事は、技術的基準に従い、擁壁、排水施設等の設置等の措置を講ぜられる必要(第9条)	宅地造成工事規制区域: 1,026,502ha (H21.4.1)
浸水	特定都市河川浸水被害対策法 (特定都市河川流域内における行為制限)	○国土交通大臣又は都道府県知事が <u>特定都市河川</u> (都市部を流れる河川であって、その流域において著しい浸水被害が発生し、又はそのおそれがあるにもかかわらず、河道又は洪水調節ダムの整備による浸水被害の防止が市街化の進展により困難なもの)を指定(第3条) ○特定都市河川流域内の宅地等以外の土地で行う一定規模(1000m ³)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出水量を増加させるおそれのある行為(宅地等にするために行う土地の形質の変更等))を行う場合には、 <u>都道府県知事等の許可が必要</u> (第9条)	特定都市河川: 4河川 (H23.1.31)
土砂灾害	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (土砂災害特別警戒区域内における行為制限)	○都道府県知事が、 <u>土砂災害特別警戒区域</u> (急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)を指定(第8条) ○土砂災害特別警戒区域内において、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった災害時要援護者施設の建築のための開発行為を行う場合には、 <u>都道府県知事の許可が必要</u> (第9条) ○居室を有する建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものになっているか建築確認が必要(第23条)	土砂災害特別警戒区域: 86,170箇所 (H23.1.31)
	砂防法 (砂防指定地における行為制限)	○国土交通大臣が、 <u>砂防指定地</u> (砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地)を指定(第2条) ○砂防指定地においては、都道府県知事は治水上砂防のため <u>一定の行為</u> を禁止もしくは制限することが可能(第4条)	砂防指定地 67,797箇所 (H22.3.31)
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限)	○都道府県知事が <u>急傾斜地崩壊危険区域</u> (崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの等)を指定(第3条) ○急傾斜地崩壊危険区域内においては、 <u>一定の行為</u> (ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造等)を行う場合は、 <u>都道府県知事の許可が必要</u> (第7条)	急傾斜地崩壊危険区域 29,760箇所 (H22.3.31)
	地すべり等防止法 (地すべり防止区域内における行為制限)	○主務大臣が <u>地すべり防止区域</u> (地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するもの)を指定(第3条) ○地すべり防止区域内において <u>一定の行為</u> (地すべり防止施設(地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等)以外の一定の施設又は工作物の新築または改良等)をしようとする場合は、 <u>都道府県知事の許可が必要</u> (第18条)	地すべり防止区域 3,690 箇所(国土交通省所管分) (H22.3.31)
全般	建築基準法 (災害危険区域内における行為制限)	○地方公共団体は、条例により、 <u>災害危険区域</u> (津波、高潮、出水等による危険の著しい区域)を指定(第39条) ○条例では、 <u>住居の用に供する建築物の建築の禁止</u> その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものを定めることができ(第39条) ※平成21年度末現在、災害危険区域条例を制定している地方公共団体は、41都道府県78市町村である。	災害危険区域: 19,037箇所 (H22.3.31)